

【新型コロナウイルス関連情報】

滞在許可期限のさらなる延長措置（2022年1月15日まで）

（9月17日発出領事メール）

9月14日、入国管理局（Immigration Service Delivery。以下 ISD）は、本年9月21日から明年1月15日の間に期限を迎える全ての滞在許可を明年1月15日まで延長し、これが最後の延長になると発表しました。明年1月15日以降も引き続き滞在される場合は、早めに手続きを行うようにしてください。

ISD の発表概要は以下のとおりです。

本年9月21日から明年1月15日の間に期限を迎える滞在許可（Immigration and international protection permissions）を明年1月15日まで延長する。今回は8回目の延長であり、最後の延長措置になる。2020年3月から7回行われた延長措置によって延長された滞在許可も、今回の延長措置の対象に含まれる。今回の最後の延長措置によって滞在許可が延長される対象者の中で、明年1月15日以降もアイルランドに滞在する予定の者は、明年1月15日までに滞在許可の登録、または延長手続きをする必要がある。今回の延長措置により、2020年3月までの滞在許可の所持者で、滞在許可証（Irish Residence Permit – IRP カード）の期限が切れており、新しい許可証が届くのを待っている場合においても、合法的に明年1月15日まで滞在できる。この滞在許可の延長措置については、現存の滞在許可条件が適応される。語学留学生を含む留学生については、特別措置が適応される。詳細は以下のリンクを参照。

ISD のダブリンの登録事務所(Burgh Quay Registration Office)は予約制になっており、ダブリン地区における滞在許可の更新手続きはオンラインで行うこと。ダブリン地区以外での手続きは、警察署で行うこと。

※今回の延長措置の概要は、次の URL の ISD ウェブサイトを参照ください。

[Final temporary extension of immigration permissions - Immigration Service Delivery \(irishimmigration.ie\)](https://www.irishimmigration.ie/en/immigration-permissions/immigration-permissions-extended)

在アイルランド日本国大使館

電話番号（代表）：01-202-8300 E-mail（領事班）：consular@ir.mofa.go.jp